役員報酬に関する規程

社会福祉法人 虹旗社

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 虹旗社(以下「法人」という。)定款第21条役員の報酬等及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事、監事をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

- 第3条 役員の報酬は職務内容を総合的に勘案して別表1のとおり支給する。
 - 2 役員において施設及び本部事務局の職を兼務する者には1項は適用しない。

(報酬の支払い方法)

- 第4条 報酬の支払いは次のとおりとする。
 - 2 第3条1項の役員については、現金または金融機関への振込にて支払う。
 - 3 常勤理事長、非常勤理事長、業務執行理事の報酬支給日は報酬の支給日は 毎月25日とする。ただし、その日が土曜日、日曜日、又は祝祭日にあたる 時は、その前日においてその日に最も近い土曜日、日曜日、又は祝祭日で ない日を支給日とする。
 - 4 報酬の支払い額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

(報酬等の日割り計算)

- 第5条 新たに第2条の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。
 - 2 役員が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月 の日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、役員が死亡によって退任した場合、その月 までの報酬を支給する。

(交通費)

- 第6条 法人業務に携わった時の交通費は、実費にて次のとおり支払う。
 - 2 第2条1項の役員等については、交通費届によって申しでた金額を現金により支払う。
 - 3 役員において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、1項は適用しない。

(費用弁償)

第7条 理事会、監事会、評議員会への出席及び法人業務に携わった時に支出した通信費、物品輸送費、雑費等の諸経費は、その使途を明記した領収書をもって 実費を支給する。

第3章 慶弔金・見舞金・慰労金

(見舞金・慰労金)

第8条 見舞金及び慰労金は「評議員・理事・監事の見舞金・慰労金規程」による。

(支給の方法)

第9条 見舞金・慰労金は都度現金にて支給する。

第4章 附 則

(改正)

- 第10条 この規程を改正または廃止する必要が生じた場合は、社会福祉法人 虹旗 社評議員会の議決を経なければならない。
- この規程は平成29年4月1日より施行する。

令和2年4月1日一部改訂。 令和5年4月1日一部改訂。

別表 1

理事	金額	条件
常勤理事長	5, 000, 000円	左記の範囲内の年間総額を月割りで支給す
		る。金額は定時評議員会の役員改選時に決
		定する。
非常勤理事長	250, 000円	左記の範囲内の月額で支給する。金額は定
		時評議員会の役員改選時に決定する。ただ
		し、月10日以上勤務。
業務執行理事	150, 000円	左記の範囲内の月額で支給する。金額は定
		時評議員会の役員改選時に決定する。
理事	5,000円(税別)	理事会日当
"	5,000円(税別)	評議員会出席の日当
"	3,000円(税別)	事業所会議等への出席、1時間につき
交通費	実費	交通費届けによる
監事	金額(税別)	条件
"	10,000円(税別)	業務監査、会計監査及び監査報告書の作成
"	5,000円(税別)	理事会への出席
"	5,000円(税別)	評議員会への出席
"	3,000円(税別)	事業所会議等への出席、1時間につき
交通費	実費	交通費届けによる